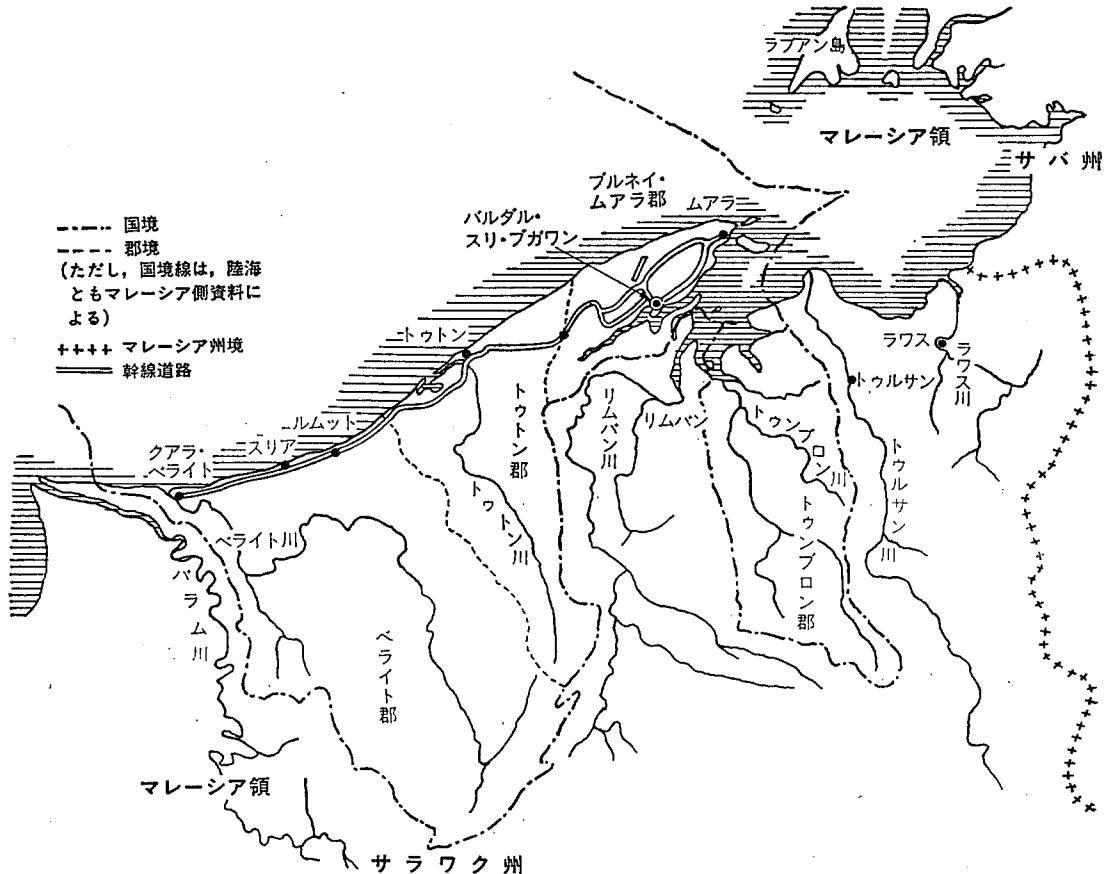


ブルネイ

ブルネイ・ダルサラーム国
(Negara Brunei Darussalam)
面積 5765km²
人口 20万390人 (1982年推計)
首都 パンダル・スリ・ブガワン
言語 マレー語
宗教 イスラム教
政体 王制
元首 スルタン・ハサナル・ボルキア
(1967年10月即位、第29代)

通貨 ブルネイ・ドル (1967年6月に新通貨
発行後、マレーシア、シンガポール
と等価交換性を有していたが、73年
5月以降マレーシアとはこれを停止。
同6月シンガポールと等価のまま変
動相場制へ移行する。1984年末現在
1米ドル=2.178 ドル)
会計年度 历年に同じ



1984年のブルネイ

専制の強化

木村 陸男

ブルネイでは1984年1月1日の完全独立を機に専制支配が一段と強化された。完全独立は旧宗主国イギリスから外交・国防の権利を返還される形で達成されたため、1984年は外交元年ともいべき様相を呈した。英連邦、ASEAN、イスラム諸国会議、そして国連への加盟を通じて国際社会への仲間入りが果たされたが、同時にイギリス離れも明らかになった。これに対応して国内でも経済ナショナリズムの高まりが見られるが、早くもその限界も出てきている。

そこでまず専制支配強化の基盤を中心に内政から検討してみよう。

内 政

1984年1月1日午前零時、スルタンは「イスラムの教えに基づく主権・民主・独立のマレー・ムスリム国家」の完全独立を宣言し、続けて、内閣制の導入とその陣容を発表した。ブルネイ初の内閣では、スルタン自身が首相、蔵相、内相を兼ね、父親である前スルタンが国防相、スルタンの次弟が外相、末弟が文化・青年・体育相兼副蔵相を担当するという具合に、スルタソ一家が要職を占めた。残る法相兼通信相、開発相、教育相兼保健相のポストには、完全独立前の検事総長、国務長官、主席大臣代理がそれぞれ任命されたが、いずれも過去数年テクノクラートとして腕を奮ってきた人物である(人事は「参考資料」参照)。さらにスルタンは2月13日に任命制の立法議会を解散したまま、1984年末に至るまで議会の制度的改革はおろか、新たな任命の動きすら見せなかつた。

このようなスルタン一家による専制支配の強化を支えるものは何であろうか。ブルネイは東南アジアでもっとも厳格にイスラムの戒律を維持している。スルタンも後段に触れるように中東重視の

外交を展開し、イスラムの権威を利用する姿勢を明らかにしている。にもかかわらずこの面でスルタンの権威を損いかねない要素が存在することが明らかにされた。1984年8月、スルタンは英国留学から休暇帰国中の学生に、スンニ派に合致しないイスラムの教えに影響されぬよう警告しているが、このことは逆に、若いエリート層にイスラム原理主義になびく者が存在することを示唆している。さらに11月下旬にブルネイのムフティ(イスラム法学者で、イスラム法廷に法解釈を示す役割を負う)が、ロータリー・クラブ、ライオンズ・クラブ等はシオニストの手先であり、イスラムに反するとの主張を、4回連続で政府広報紙(週刊)に掲載したため、ロータリー・クラブのマレー人幹部が脱会するという事件があった。注目されるのは、同クラブのロイヤル・パトロンがスルタン父子だったことである。このムフティの発言が政治的背景を持つか否か不明であるが、宮廷はこの件に関して沈黙を守ったままであった。これらの点は、スルタンの宗教的権威が、その努力にもかかわらずなお実質に欠け、専制支配強化にあまり寄与しうるものではないことを示している。

専制体制の基盤は総体としての官僚層にあると見られる。このうちエリート層では世代交替により、ナショナリストの進出が著しい。親英・保守的な財政政策を堅持してきたジョン・リー財務長官が1983年5月に引退し、また前スルタンの信任が篤かったといわれるイサ・スルタン特別顧問の名も、84年に入ってからほとんど表面に出ていない。これに代わってアジズ教育相兼保健相(前主席大臣代理)を中心とするグループが、現スルタンの支持のもとに台頭し、1983年以来ブルネイ・シェル社の雇用現地化を要求したり、在外資産の直接管理を開始する等の政策を推進してきた。さらにスルタンは高級官僚のみならず、公務員全体の優

遇策を堅持している。ブルネイの公務員が住宅・自動車購入に対する超低利の融資を始め数々の特権を有し、その所得水準も民間より高いことは有名だが、スルタンは1984年半ばに10~110%の賃上げを行ない、一層の懐柔に努めた。全就業人口に占める公務員の構成比は1971年の39%から81年の47%に拡大し、ブルネイ・シェル社の雇用を含めると50%を上回るため、この懐柔策の政治的影響はきわめて大きい。その最大の結果は、政治的無関心層の拡大であろう。完全独立の直前、直後に少くとも表面的には、国民の政治参加の要求は些かも見られなかった。

外 交 ■■■

ブルネイは1959年以来内政自治権を行使しており、完全独立の実質は旧宗主国イギリスからの対外関係の責務返還にあったため、84年は「外交元年」ともいるべき様相を呈した。2月に71カ国の元首、首相、特使を招き、国民を総動員して盛大な独立式典を挙行してその存在を誇示し、また1月の英連邦、ASEAN、イスラム諸国会議、9月の国連への加盟を通じて、国際社会に仲間入りした。さらにスルタンは3月にマレーシア、5月に日本、韓国、10月にインドネシア、12月にオマーン、エジプト、ヨルダンをそれぞれ公式訪問するなど、外交活動に精力を傾けた。しかしその外交政策の表明にはきわめて慎重であった。9月の国連総会の演説でスルタンは初めて、集団安全保障の重視、PLO支持とイラン・イラク戦争の平和的解決の要請、ASEANの団結強化など外交の基本的方向を示したが、インドネシア、マレーシアの外交路線の模倣という色彩が強かった。これは外交がなお未知の分野であり、しかも84年初に外務省職員が50名に過ぎないなど体制整備が立遅れているためと見られる。

重点課題のうち ASEAN の外交では、マレー人商工会議所や全国商工会議所を中心とする民間の交流が拡大した。しかし10月のインドネシア訪問に際して、スハルト大統領が、インドネシアはブルネイに対し些かの領土的野心も持っていないとスルタンに保証したこととは、逆に、国の周囲を巻くマレー系国家に対するブルネイの警戒心がな



独立祝賀式典に列席の各國指導者

お根強いことを示している。他方マレーシアとの関係では、3月の訪マ時にマハティール首相と会談したにもかかわらず、何の具体的発表もなかつたのに対し、4月のマレーシア国王の訪ブ時には、スルタンは両国が航空業務と治安に関する協定を締結する予定であると発表している。そこには、イスラムの問題を除けば権限が大きく制約されているマレーシア王室の存在をスルタンが誇大視していること、また、マハティール政権との関係が必ずしも順調ではないことが窺えよう。

にもかかわらずブルネイが ASEAN 加盟に踏切ったのは、ASEAN 内で相互の主権と領土保全の尊重および紛争の平和的解決という原則が確立されていること、さらに旧宗主国イギリスからの安全保障に多くを期待できなくなったことによる。

これを反映して、1983年以来イギリス離が次第に顕著になっている。1984年2月の独立記念式典にはイギリスからチャールズ皇太子が出席したが、その席次はブルネイの儀典上で第2位に相当する、スルタンと第2夫人の間に設けられ、スルタンと第1夫人の間の上席はマレーシア国王に割当てられた。すでに触れたようにスルタンは王室外交を重んじており、儀式・典礼には一方ならぬ配慮が払われている。とすればこの席次はイギリスの地位を意図的に引下げたものと見られる。これに符節を合わせるかのように、政府系の *Borneo Bulletin* 紙(週刊)2月23日付けは、イギリスのクラウン・エージェンツ社が、1983年10月から6カ月にわたり政府事業への入札から外されていると報道した。クラウンはブルネイ在外資産のうち60億米ドルの委託運用契約を、1983年6月に突然解除されており、その背景には前記したナショナリスト官僚の抬頭があると見られる。さらに完全独立

後の1年間を通じて、スルタンはイギリスを公式訪問していない。スルタンは外交面でもナショナリスト官僚に依拠して、意図的にイギリス離れを進めているといえよう。

経済

原油・LNG は 1982年に輸出の99%, GDP の70%を占め、ブルネイ経済の唯一の実体的基盤をなしているが、84年10月末にブルネイ・シェル社は従来の17万5000㎘/日から11万㎘/日への大幅減産を発表して注目された。すでに2月の独立記念式典でスルタンが、より合理的な生産水準の実現を望むと述べて示唆していた資源保存策が実施に移されたのである。これは短期的には財政への「圧迫」を意味する。1984年予算では歳入65億B^{rs}、歳出26億B^{rs}を見込んでいるが、歳入のうち原油・LNG 関連税収は約20億B^{rs}、残りが在外資産を中心とする資産運用益と推定される。つまり1984年には、ポスト石油の原資たる在外資産運用益に手がついたと見られるわけであるが、原油減産はこの傾向を一段と強化することになる。他方、歳出はすでに見たような公務員優遇策により経常支出が年々膨張する傾向にあり、開発支出でも1984年に入って空港ターミナル拡張、ガス発電所建設が開始され、今後も道路網整備等の大型プロジェクトが控えている。このように見ると原油減産は財政運営のひとつの節目をなす選択であったといえよう。

1984年には会社法改正規定の発効、ブルネイ・シェル社とロイヤル・ブルネイ航空における、とくに上級職員の現地化、モハメッド外相を中心とする王族の持株会社 QAF Holdings の活発な動

きにより、経済ナショナリズムの高まりが目立った。このうち会社法改正の要点は、取締役会の少くとも半数をブルネイ公民もしくは居住者とすることにあった。しかしこの規定は適用が1年猶予されたうえ、居住者には短期滞在者も含まれるといわれ、柔軟かつ現実主義的な姿勢が示されている。他方、QAF は1982年12月に設立され、短期間のうちに資本参加を通じて食品から石油採掘支援サービス、金融にわたるコングロマリットを形成してきた。1984年にも7月にシンガポールの上場会社 Ben & Co. の買収に動き、ブルネイ内のシンガポール系企業への資本参加を通じて、自動車販売の一角に進出し、資本の15%をブルネイ公民に譲渡する意向も発表しており、ブルネイ版「ブミブトラ政策」の尖兵となっている。

これらの動きに共通しているのは、生産活動そのものへの参加よりもその成果の分配が重視され、外資寄生の傾向が出てきている点であろう。これは経済ナショナリズムを鼓吹するのは官僚であるが、事実上の担い手は、王族と流通部門を拠点とするマレー人中小資本であることに関連すると見られる。なおマレー人商工会議所と全国商工会議所は、マレーシア、インドネシア、フィリピンのカウンターパートナーとの間に、貿易拡大、技術移転を目的とする取決めを結び、前者は6月に初の貿易展示会を開催して15カ国96社の参加を得るという成功を収め、後者は7月に ASEAN 商工会議所に加盟した。

9月の国連総会でスルタンは、ブルネイの将来にとり生産部門、ことに農業、製造業の開発が不可欠であると強調したが、1984年の経済に関する限り、目標と現実の差はなお大きいといわねばなるまい。

1月

1日 ▶完全独立を宣言——本日未明、スルタンは首都のオマール・アリ・サイフディン広場で、(1)ブルネイはイスラムの教えに基づく、主権・民主・独立のマレー・ムスリム王国となる、(2)ブルネイはかつて植民地となつたことはなく、対外関係の責任を英国に委ねてきたということである、(3)外国からの干渉のない独立・主権・平等・領土保全を相互に尊重するという原則に立つて、他の諸国と友好関係を維持する、等の内容の独立宣言を発表。さらに自ら首相、蔵相、内相を兼ねる内閣人事(「参考資料」参照)を公表し、国民に、国の平和、独立、主権を脅かす者に対する警戒を呼びかけた。

▶英連邦に加盟。

▶日本、ブルネイを正式承認。

▶中国、ブルネイを正式承認——趙紫陽首相は、国王宛ての祝電で承認を伝えた。

▶政治犯3名釈放——非常事態諸法により拘留されていた。同法による拘留者は現在30名。

▶会社法改正規定、発効——会社役員の少なくとも半数はブルネイ公民もしくは居住者とする、など。

7日 ▶ASEANに加盟——ジャカルタでの外相会議の席上、ブルネイの加盟を正式に承認、モハメド・ブルネイ外相が加盟承認宣言に署名。同外相は、ブルネイの役割は、人不足のため限られたものとなるが、最善を尽くす、と述べた。

▶OPEC加盟を検討——モハメド外相が ASEAN 外相会議終了後に明らかにしたもの。同外相はさらに、ブルネイは OPEC を支持する、と語った。

13日 ▶イスラム諸国会議(OIC)に加盟——モロッコでの外相会議総会でマレーシアが提案、承認された。16日の OIC 首脳会議にはスルタンが出席。

2月

6日 ▶シアヌーク殿下に訪ブ延期を要請へ——バンコクの外交筋は、ブルネイが儀典・治安上の理由から同殿下に独立記念式典出席を見合わせるよう要請しよう、と語った。

9日 ▶東南アジア教育相会議に加盟へ——スマーラン・マレーシア教育相は、ブルネイがこのほど加盟に同意したことを明らかにした。

13日 ▶立法議会、解散。

15日 ▶パキスタン出稼ぎ労働者の入国を拒否——同國の *Jang, The Muslim* 両紙によれば、最近、2月23日

以前にブルネイに入国すれば、職と国籍が得られるとの報道がなされたため、すでに2000名以上がブルネイまで出かけ、入国を拒否されたという。

17日 ▶駐マレーシ亞高等弁務官、Hj. Jaya b. Hj. Abdul Latiff、信任状を提出。

23日 ▶独立記念式典——本日ハサンナル・ボルキア競技場で举行。チャールズ英國皇太子、マレーシ亞国王、ASEAN の2大統領(比、イ)、3首相(マ、シ、タイ)を初め、71カ国の元首、首相、閣僚、大使など約4000人が列席、日本からは江崎真澄特使(日・ブ議員連盟会長)が出席した。同日の晩餐会でスルタンは、(1)ASEAN、英連邦、OIC の各組織と英國女王に感謝する、(2)繁栄維持のため、より合理的な原油生産と効率的な海外投資運用を希望する、と述べた。公式行事は24日の王軍パレードで終了、この間 ASEAN 首脳は個別に非公式会談を行なった。25日からは約1週間にわたり、近隣諸国の文化使節団による公演等が全国各地で開かれた。

▶投資庁の活動——Hj. Abdul Rahman Hj. Karim 長官は23日付け *The Straits Times* で、(1)在外資産の70%を国債、TB、社債、30%を株で運用しているが、その比率を各60%、40%に変える可能性を検討中、(2)地域開発のため、市中金利より6~8%低い金利の債券40~50億B\$の発行の可能性を考慮中、等を明らかにした。

▶Crown Agents 社(英國)の応札を一時禁止——23日付 *Borneo Bulletin* 紙によれば、ブルネイ政府の入札委員会は83年10月初めから6カ月にわたり、政府事業に対する CA 社の入札を禁止しているもよう。

24日 ▶安保理事会、ブルネイの国連加盟を承認——全会一致で加盟申請を認める決議を採択し、総会にその承認を勧告した。ブルネイは84年2月初めに加盟を申請。

3月

10日 ▶Pgrn. Hj. Jaya 新駐英高等弁務官、信任状を提出。

12日 ▶マレーシ亞のマレー人輸出業者協会、ブルネイで展示会開催。

20日 ▶スルタン、マレーシ亞を公式訪問——21日、マ国王主催の晩餐会で、(1)ブルネイの ASEAN と OIC への加盟に対するマレーシ亞の支持に感謝し、(2)両国閣僚・政府高官の相互訪問の増加を要請し、(3)ブルネイで働くマレーシ亞の宗教教師の奉仕と、マ政府の高等教育の機会提供の申出で感謝する、と述べた。22日帰国。

26日 ▶東南ア競技大会の主催を辞退——Hamzah マレーシ亞・オリンピック委員長によれば、このほどブルネ

イは、来年に予定されていた同競技大会の主催を、運営専門家を欠くため辞退すると通告してきた。

4月

3日 ブルネイ海軍艦艇3隻、マレーシアのコタ・キナバルを親善訪問。

♪マレーシアの対ブルネイ協力——マレーシア下院でのKadir副外相の答弁によれば、イスラム諸国外相会議や国連総会へのマ代表团にブルネイの外交官をオブザーバー参加させる等の外交官研修、軍人、警察官の出向受け入れ、ブルネイ留学生への高等教育の機会提供など。

5日 ブルネイ、日本を公式訪問——6日、スルタンは宮中晩餐会の席上、すでに長期にわたる両国の経済関係が、技術協力からさらに社会・文化面の交流に拡大されるよう希望する、と述べた。7日、中曾根首相と会談、首相は技術・文化協力促進の意向を表明、スルタンは石油、LNGの供給継続を確約した。さらに(1)ASEANへの「21世紀の友情計画」の一環としてブルネイの青年を招待、(2)両国は民主カンボジアを支持、(3)外交当局間で査証免除取極めを検討、などで合意。7日、離日。

7日 ブルネイ、韓国を公式訪問——同日、全斗煥大統領主催の歓迎宴でスルタンは、ブルネイ開発への韓国民間部門、ことに建設業界の参加により、両国の親善関係が築かれた、と指摘し、全大統領はブルネイのASEAN加盟に祝意を表明した。8日、スルタンは陳懿鐘首相、全大統領等と会談、全大統領は韓国の安全保障問題などを説明した。9日、スルタンは防衛調達庁と特殊戦部隊を訪問。さらに、両国は人的交流の拡大に同意し、韓国は漁業、資源開発でブルネイに協力の意向を表明した等の点を謳った共同声明を発表、帰国の途についた。

9日 ブルネイ、2言語教育の実施を計画——アジズ教育相兼保健相は、(1)従来のマレー語、英語のいづれかを教育媒体語とする制度を改め、85年から両言語とともに使用する教育制度への転換を開始し、88年に完了する計画である、(2)転換の目的は海外での高等教育を受ける機会を増やすことにある、と発表した。

20日 ブルネイ、マレーシア国王、公式訪問——2日間。21日、スルタンは、両国が航空業務と治安に関する協定に調印する予定になっている、と述べた。

24日 ブルネイ内のマレーシア公民——マレーシアのKadir副外相の上院答弁によれば、在ブルネイマレーシア公民は7087名、うち建設業192名、教員100名。

5月

3日 シンガポール企業の進出——本日付け南洋・星州聯合早報は、消息筋によるとして、ブルネイ独立後に

外国企業約700社が設立登録を申請したが、その大部分は建設部門を中心とするシ企業と報道。なおシ貿易開発局は5月に入って、ブルネイに事務所を開設した。

15日 トスルタン、マレーシアのバハング州を訪問——同州王の招待で国際ボロ競技に参加するため。

24日 トブ・マ警察連絡会議——サラワク州クチンで開催。会議冒頭、マレーシア側はインドネシアのカリマンタン警察の参加を呼びかけた。

6月

1日 ブルネイ大使館開設——大使には12日付けで川村知也外務省経済協力審議官を任命。

9日 ブルネイの建設業界の進出——84年に入り日本国土開発、飛鳥建設が現地法人を設立。このほど住友建設が、青少年研修・スポーツセンターを5億1300万円で受注。

20日 トトレード・フェア開催——4日間。マレー工商会議所主催で、15カ国、95社が参加。

25日 ASEAN工業プロジェクトへの参加——外務省スパークスマンは、シンガポールのB型肝炎ワクチン製造プロジェクトに資本参加(他の4国と同じ約800万ドルの見込み)の意向であることを確認し、他のASEAN工業プロジェクトについては、検討のうえ参加のいかんを決める、と語った。

7月

15日 ブルネイ、行政の改善を要請——誕生日祝賀式に際して、清廉、効率的、公正、かつ信頼に足る行政の確立のため努力するよう国民に要請した。なおスルタンは、断食月明けの祭日の直前に10~110%の公務員賃金の引上げを発表している。

18日 ASEAN工商会議所に加盟——同会議所理事会はブルネイ全国工商会議所の加盟を正式に承認した。

21日 トブ・シ通貨の分離説——本日付け *Borneo Bulletin* は、Bank of America の報告書を引用し、ブルネイが86年に通貨管理局を設立するに際し、シンガポールとの相互等価交換を廃止し、対Sドルで5~10%の切上げを行なった後、通貨バスケット方式による独自のレートを採用する可能性がある、との説を報道。25日、ブルネイ政府情報局長は、この説はいかなる点でも政府の通貨政策を反映するものではない、と声明。

♪シンガポールの上場企業を買収へ——シンガポールのStraits Steamships社は、(1)同社の子会社のBen & Co.の株式2637万株(約40%)を、ブルネイのQAF Holdingsに売却、(2) Ben & Co.は自社新株4715万株と引換えに QAF Holdings 社の全株式を買収、(3)この逆タクオーヴァーの結果、QAFは Ben & Co. の 65% を支

配する、との計画を発表。Ben & Co. はシンガポールと KL の取引場に上場している。

22日 ムアラで汚職取締局長代理の溺死体発見——同局長代理は元シンガポール汚職取締局長で、3年前にブルネイにきて同局を設立。9月22日ブルネイ検死法廷は(1)死因は自殺もしくは事故、(2)汚職事件で捜査を受けた政府の某高官は、その事件で発言を慎むべきだった、との報告書を提出。

26日 アラファト PLO 議長、ブルネイ訪問——スルタンを表敬訪問。

8月

2日 ブルネイ・シェル社人事の現地化——最近マレ一人が初めて人事・組織担当マネジャーに任命され、近く広報担当マネジャー、2年内に LNG プラント・マネジャーにもマレー人が任命される予定。いずれも30歳台。

8日 ランバル英連邦事務局長、訪ブ——3日間。スルタン、アジズ教育相兼保健相、ラーマン開発相と会談。

9日 オーストラリアでの軍事訓練——消息筋によれば、計240名の歩兵を2隊に分け、クィーンズランドのカヌングラ地上戦センターで約3週間訓練するという。

インドネシアとの民間協力——訪ブ中のインドネシア商工会議所使節団はブルネイ・マレー商工会議所と、(1)ASEAN の工業合弁事業、工業補完計画、優遇関税制度の利用の促進、(2)二国間貿易の拡大、(3)技術移転、マンパワー訓練、等での協力を合意した。

10日 マレーシア国王、非公式訪ブ。

24日 スルタン、英国留学生に警告——在英ブルネイ学生会主催の宴席で、休暇帰国中の留学生に対し、麻薬とスンニ派に合致しないイスラムの教えが、在外ブルネイ留学生の試験の成績が悪い理由、と指摘した。在英留学生は政府奨学金によるものだけで約600名にのぼる。

29日 タイ、軍事訓練の供与を提案——訪タイ中のモハメッド外相に対し、シティ外相が提案。このほか農業、医療制度、教育制度の面での協力を申し出た。

31日 モハメッド外相、シンガポール訪問——3日間。外相としては初めて。李首相を訪問、ラジャラトナム第2副首相、ダナバラン外相等と会談。

9月

5日 スタンレイ英國軍担当国務相、訪ブ——3日間。スルタンと会談。ブ王国軍に出向している将校を慰労、スリアの英グルカ大隊を訪問。

15日 湾岸諸国でブルネイ移住申請者が急増——在クウェート・英國大使館スポーツマンによれば、ブルネイの現金給付と高賃金の報道がなされて以来、多数のア

ラブ人が移住を申請。最近の *Al-Seyassah* 紙によれば、数万のパレスチナ人、レバノン人、イエメン人が移住を申請している、という。

ト民間部門の不満——本日付け *Borneo Bulletin* は、経済計画局の84年年初の調査によれば、主たる不満は、(1)公務員待遇によりブルネイ公民の雇用が困難、(2)国内労働者は経験と奉仕の精神に欠け、転職が頻繁、(3)店舗賃貸料が極端に高い、(4)資金調達が難しい、(5)売掛金回収に時間がかかる、(6)ローン、土地、雇用許可への申請に関する行政処理の遅滞など。

21日 第39回国連総会、ブルネイ加盟を承認——スルタンは、(1)加盟承認は、わが国の主権と領土保全に対する国際社会の保証を示す、(2)ブルネイは集団安保を信奉、(3)パレスチナ人民の唯一の代表として PLO を支持し、イ・イ戦争の平和的解決を要請し、アフガニスタンからの外国軍隊の撤退を要求する、(4)ASEAN の団結に努力しカンボジア問題に憂慮を表明する、(5)ブルネイは農林漁業、製造業の開発に援助を必要としている、等の内容の総会演説を行なった。スルタンは22日にユニセフに100万米ドル、23日ニューヨーク市に50万米ドルを寄付した。

26日 スルタン第2夫人、女児(第2子)を出産。

10月

3日 マニラの一流ホテルをこのほど買収——本日付け *Metro Manila Times* は、スルタンが Manila Mandarin Hotel を買収、と報道。さらに11月20日付け *Business Day* によれば、売手はフィリピン開発銀行で、同ホテルの株(62%)を1億1200万ドルでスルタンに売却。

6日 ブルネイ青年代表団(16名)、マレーシア訪問。

9日 フィリピンとの民間協力——両国の経済界指導者は、このほどブルネイで、直接貿易拡大を目的とする船便増便の取組みに調印。

10日 米海軍太平洋司令官クロー提督、訪ブ——スルタン、オマール・アリ・サイフディン国防相と会談。米国はブルネイに基地を設ける計画はないと言った。

11日 入国申請急増問題——外務省はこのほど在外公館を通じて、政府は大規模な労働募集を行ったことはなく、伝統的地域からの供給で国内の必要を満たすことができる。と声明。同時に、ブルネイ労働市場に関する誇張された報道のニュース源調査を開始した。

21日 Jasra Jackson 社、85年に3井試掘へ——米国第12位の石油会社 Philips Petroleum 社がブルネイ内の JJ 社鉱区探査権(30%)と引換えに、試掘費用を負担。JJ 社は83年半ばに2井を試掘したが出油はなかった。

23日 スルタン、インドネシアを公式訪問——24日スハルト大統領と会談。大統領は、ブルネイに対する領土

的野心は些かもない、と保証。25日、両国はインド洋平和地域化のための国際会議の即時開催を要請し、今なお植民地支配の下にある人民の、自由のための闘いを支持する等の内容の共同声明を発表。

31日 ト石油減産——ブルネイ・シェル社はこのほど、世界の石油需要の著減に応じて、産油量を17万5000b/dから11万b/dに削減する、と発表。

ト師範学校、85年から学士課程導入——スルタンは、Sultan Hassanal Bolkiah Institute of Education が、ウェールズ大学の協力を得て、教育(初等教育)学士号取得のための課程を85年に導入し、他の分野の学士課程も段階的に導入する、と発表した。

11月

2日 トライオンズ・クラブ等への批判——ブルネイのムフティは政府広報紙 *Pelita Brunei* に、ライオンズ・クラブ、ロータリー・クラブ、フリーメーソンはイスラムに反する方針をとり、シオニストの運動に資金を提供しているという趣旨の論説を連載、ロータリー・クラブのムスリム幹部2名が脱会した。スルタン父子は同クラブのロイヤル・バトロン。

トQAF、乗用車販売に進出——Cycle & Carriage Ltd.、社と合弁で、Tiga Bintang (B) Sdn. Bhd. を設立、ブルネイにおけるベンツと三菱車の独占販売を行なう計画。TB社の授権資本は1000万B'、当初資本300万B'。

22日 ト3国司法協力にこのほど合意——これによりブルネイ、マレーシア、シンガポールの法廷は、相手国の原告もしくは被告について、外交チャンネルを経ることなしに民事訴訟の手続きを行なうことができる。

23日 トスプロト・インドネシア鉱業相、訪ブ——2日間。24日、今後の両国協力の可能性について打診し、最近のOPEC会議について説明した、と語った。その後の報道では、12月16日からのOPEC総会オブザーバー出席をブルネイに招請した。

ト空港ターミナル増築プロジェクト——このほどオーストラリアの Leighton Contractors (Asia) Ltd. が地元の Ted Pte. Ltd. と組んで落札。総額4700万B'でフィンガー8基を備える待合室を建設、既存のターミナルに連結する。

29日 トスルタン、ギネスブック85年版に登場——スルタンは石油歳入27億B'、外貨準備100億B'を実質的に自由にしうる、世界最高の金持であり、その新宮殿はヴァチカンよりも部屋数が多く、世界最大のシャンデリアを有する、と記載。政府は、この記載が不正確かつ真実ではないと反論。

12月

1日 トロイヤル・ブルネイ航空の職員ブルネイ化——設立10周年に際し、今後10年ですべての外国人機関士・パイロットをブルネイ国民に代えていく、と発表。現在全職員500人のうち87%がブルネイ国民。なお、同社は12月下旬に賃金を公務員並みに引上げた。

8日 ト麻薬取締りの強化——84年に入り麻薬取締り法規はマレーシア並みに強化されていたが、さらにこのほど、(1)警察は麻薬取締り班を結成、ASEANの他の諸国と協力、(2)警察、税関、入管、教育省、保健省、宗務局等の幹部で構成する委員会を設置、等の措置を講じた。

10日 トスフリ殿下(スルタンの2番目の弟)、マレーシアのサラワク州を訪問。

15日 トスルタン、中東3国を公式訪問——オマーンのスルタン(ブルネイ・スルタン以外に主権を有する唯一のスルタン)の招待で同国を3日間にわたり訪問。両スルタンは国際政治情勢、両国関係の強化について会談。さらに17~19日にエジプトを訪問。18日ムバラク大統領主催の晩餐会で、スルタンは、パレスチナ人民の民族自決の権利に基づく中東問題の解決と、カンボジアからのベトナム軍撤退、アフガニスタンからの「外国軍隊」の撤退を要請した。他方、ムバラク大統領はイスラエルとPLOに相互承認を要請、と語った。最後に19~21日にヨルダンを訪問。20日フセイン国王はブルネイ・スルタンに、イランとの良好な関係に依拠してイ・イ戦争終結を働きかけるよう求めた。

16日 トブルネイ、OPEC総会にオブザーバー参加。

28日 ト北イエメンと大使級の外交関係樹立。

29日 トブ・マ間の民間協力——マレーシアのマレー人商工会議所は、訪マ中のブルネイ・ブミプラ経済連合代表団に対し、対ブ経済協力の機会に関する情報の窓口となることを約束。

■ 閣僚名簿 **■ 主要統計**
■ 主要省の管掌事業 **■ ブルネイ投資庁法**

1 閣僚名簿

(1984年12月末日現在)

開発相

P. Dtk. Abdul Rahman

(前官房長官代行)

首 藏 相	Sultan Hassanal Bolkiah
内 相	
國 防 相	Omar Ali Saifuddin (スルタンの父、前スルタン)
外 相	Mohamad Bolkiah (スルタンの弟、次男)
文化・青年・体育相	Jefri Bolkiah
副 藏 相	(スルタンの弟、四男)
法 相	Png. Bahrin bin Pgn. Abbas
運 輪 相	(前検事総長)
文 相	P. Dtk. Abdul Aziz Hj. Omar
保 健 相	(前首相代行)

(注) Png = Pengiran は貴族のタイトル。
P.=Pehin は平民用の最高位称号。

2 主要省の管掌事業

總 理 府	警察、宗教、マレー慣習、公務委員会、会計監査、汚職取締局、石油、式典
大 蔵 省	投資局、税関、経済開発局、経済計画・コンピュータ・統計局
文化・青年・体育省	放送、情報、言語、文芸
内 務 省	4 地方区行政、移民、労働、刑務所、治安、消防、度量衡
国 防 省	ブルネイ・マレー国軍、グルカ予備軍

3 主要統計

(各表とも出所は、Brunei Statistical Yearbook, 各年版)

第1表 人口

	マレー人 ¹⁾	その他原住民 ²⁾	華人	インド人	その他	合計
1921年 センサス	13,641	10,302	1,423	38	47	25,451
1931年 センサス	14,835	11,911	2,683	377	329	30,135
1947年 センサス	16,742	14,419	8,300	452	742	40,657
1960年 8月センサス	45,135	14,068	21,795	2,879		83,877
1971年 8月センサス	89,268	8,552	31,925	2,162	4,349	136,256
1981年 8月センサス	125,717	15,175	39,461	5,919	6,550	192,832
1982年 年央推計	130,089	16,084	40,784	13,433		200,390
1983年 年央推計

(注) 1) 1971年以降「マレー人」は、「その他原住民」中の Dusun, Murut, Kedayan, Bisayah を含むようになった。

2) 60年の「その他原住民」の多くは「マレー人」に含められている疑いがある。

第2表 地域別・人種別人口と地域別・身分証色別保有者数(1982年央)

	マレー人	その他原住民	華人	その他	合計	黄色	紫色	緑色	合計
ブルネイ / ムアラ	86,889	4,897	20,494	6,859	119,139	55,235	4,689	18,452	78,376
ペライト	21,014	7,934	17,935	5,880	52,763	15,026	12,284	15,851	43,161
トウトン	17,922	1,616	1,879	628	22,045	13,382	547	1,052	14,981
トゥンブロン	4,264	1,637	476	66	6,443	3,366	398	130	3,894
合計	130,089	16,084	40,784	13,433	200,390	87,009	17,918	35,485	140,412

第3表 国内総生産

(単位: 100万Bドル)

		1974	1976	1978	1980	1981	1982	1983
名目価格	農林漁業	35	39	48	67.3	71.5	—	...
	鉱工業	2,327	3,101	3,458	8,729.8	7,471.8	6,820.2	...
	電気・ガス・水道	6	8	-2	-9.1	-2.4	-11.1	...
	建設	35	72	99	168.1	138.2	158.0	...
	小売・卸売・ホテル	59	75	431	955.1	—	—	...
	運輸・倉庫・通信	14	30	50	58.0	68.0	73.1	...
	銀行・保険・不動産	38	69	121	159.2	—	—	...
	福祉・サービス	116	153	248	421.4	410.7	411.3	...
(-) 銀行手数料		-13	-29	-40	-59.3	-61.0	-67.7	...
合計		2,616	3,516	4,415	10,553.6	9,137.4	8,589.5	...
年価格	農林漁業	35	33	36	42.0	44.6	47.5	...
	鉱工業	2,327	2,791	3,020	3,361.5	2,517.7	2,684.2	...
	電気・ガス・水道	6	8	1	-6.3	-1.6	-7.1	...
	建設	35	59	58	98.3	74.1	81.0	...
	小売・卸売・ホテル	59	71	333	358.6	280.3	279.0	...
	運輸・倉庫・通信	14	26	39	37.2	42.6	43.7	...
	銀行・保険・不動産	38	59	92	145.9	118.9	133.6	...
	福祉・サービス	116	137	195	277.5	268.3	294.5	...
(-) 銀行手数料		-13	-27	-38	-55.8	-52.3	-55.5	...
合計		2,616	3,155	3,736	4,258.9	3,292.6	3,500.9	...

第4表 財政

(単位: 100万Bドル)

		1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
歳入	租税収入	1,075.2	1,056.7	1,186.1	1,309.5	1,754.4	2,893.6	3,522.3	...
	資産収入	468.9	1,054.4	925.8	1,118.9	1,483.2	3,324.9	4,872.9	...
	その他の	20.2	24.8	30.1	37.2		47.8	59.1	...
	合計 A	1,564.4	2,135.9	2,142.1	2,465.2	3,237.6	6,266.3	8,454.3	...
歳出	経常支出 B	393.0	474.4	553.8	659.4	890.9	965.1	1,177.7	...
	開発支出	88.1	115.7	86.8	83.8	100.0	175.8	200.1	...
	合計	481.0	590.2	640.6	743.2	1,078.9	1,140.9	1,377.9	...
国庫資産	諸基金移転 C ¹⁾	98.3	195.8	150.0	160.0	100.0	250.0	215.0	...
	収支(A-B-C)	1,073.1	1,465.7	1,438.3	1,646.2	2,246.7	5,051.2	7,061.6	...
	資本・通貨調整	-118.1	-294.8	161.9	118.2	-106.6	不明	-1,655.3	...
	増減	955.0	1,170.3	1,600.1	1,764.3	2,140.1	不明	5,406.3	...
残高 ²⁾		1,669.5	2,839.8	4,439.9	6,204.2	8,344.3	不明	13,750.6	...

(注) 1) 1975年18.3、76年59.0が政府信託基金分、残りはすべて開発基金。

2) 1960年代から73年までの資産残高は5~6億Bドルの水準を保っていた。

第5表 主要輸出品

(単位: 100万Bドル)

	1972	1974	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1984
原 油	462.1	1,970.2	2,428.4	2,704.7	2,618.7	3,936.4	6,090.2	4,777.8	4,572.5	...
石 油 製 品	3.1	86.6	146.4	126.8	165.2	285.6	577.1	322.9	226.3	...
天 然 ガ ス	1.9	291.1	685.2	1,121.3	1,320.8	1,480.4	3,045.4	3,397.2	3,275.0	...
そ の 他	30.3	40.4	33.2	47.2	90.5	94.1	140.2	95.8	79.5	...
合 計	497.4	2,388.3	3,293.2	4,000.0	4,195.2	5,796.5	9,852.9	8,593.7	8,153.3	...

第6表 主要輸入品

(単位: 100万Bドル)

	1972	1974	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983
食 料 等(0)*	43.1	62.3	79.4	90.7	95.7	110.4	146.8	177.1	184.0	...
化 学 製 品(5)	18.0	36.8	50.1	52.1	42.5	58.5	102.3	100.1	110.1	...
原 料 別 製 品(6)	77.1	183.6	180.7	210.1	192.7	193.2	298.1	310.8	459.0	...
機 械 類(7)	113.1	113.2	249.0	228.7	193.9	349.1	497.5	470.2	562.2	...
そ の 他	48.9	55.0	83.3	98.8	114.5	150.9	185.9	206.5	256.4	...
合 計	300.2	450.9	642.5	680.4	639.3	862.1	1,230.6	1,264.7	1,571.7	...

(注) *番号はSITC一桁。

第7表 国別輸出入

(単位: 100万Bドル)

	輸 入					輸 出				
	1976	1980	1981	1982	1983	1976	1980	1981	1982	1983
マ レ ー シ ア	32.3	46.7	61.3	62.3	...	188.8	94.9	54.1	30.1	...
シ ン ガ ポ ール	98.9	233.5	299.4	328.0	...	50.7	645.2	602.9	487.0	...
タ イ	11.7	30.7	31.6	29.4	...	0.0	404.9	271.7	208.6	...
フィリピン	3.2	不明	5.7	11.9	...	4.5	109.8	256.0	166.5	...
イ ン ド ネ シ ア	1.8	不明	1.3	1.1	...	0.0	—	—	—	...
日 本	111.8	291.5	283.2	370.6	...	2,289.4	6,984.0	5,925.9	5,509.9	...
ア メ リ カ	158.7	246.8	236.4	267.0	...	360.0	847.4	918.6	1,037.2	...
イ ギ リ ス	95.3	120.3	115.0	110.6	...	2.1	1.3	1.8	1.4	...
香 港	8.8	17.4	14.6	20.7	...	0.4	2.2	0.6	0.2	...
台 湾	6.0	14.4	25.8	45.0	...	118.8	158.7	0.4	92.0	...
そ の 他	114.2	不明	190.4	325.1	...	278.5	604.5	561.7	620.4	...
合 計	642.5	1,230.6	1,264.7	1,571.7	...	3,293.2	9,852.9	8,593.7	8,153.3	...

④ ブルネイ投資庁法(The Emergency [Brunei Investment Agency] Order, 1984)

(以下は1984年2月11日付けのブルネイ官報に告示されたものの要約である)

第1部 序

第1条 この命令は1984年非常事態命令(ブルネイ投資庁)と称され、83年7月1日に発効したものと見なされる。

第2部 投資庁の設立と運営

第3条(1) 「ブルネイ投資庁」と称する、法人格を有する機関を設置する。

第4条 投資庁の主たる目的は、(a)政府の一般準備基金とすべての在外資産を、ブルネイおよび海外で保有、管理し、(b)政府の送金、および送金の投資から生ずる利子、配当、その他の報酬、または法人活動に関して、政府に対する資金運用業務を行い、(c)その他、スルタンが官報の告示により命令する目的を遂行することである。

第5条(1) 投資庁に、その政策と業務の総合的運営に責任を負う理事会を設ける。

(2) 理事会はスルタンが任命する議長と理事で構成する。

第7条(1) スルタンは、第5条により任命される理事の内1名を専務理事に任命する。

(2) 専務理事はスルタンの定める条件に基づき雇用される。

(3) 専務理事は投資庁の日常の運営を託され、この命令に従い決定を行い、投資庁のなすべきすべての権限行使し、活動を行う。

(4) 専務理事はその行為と決定に関し理事会に責任を負う。

第8条 スルタンはすべての理事について、下部の場合にその任命を打ち切る。

理事が、(a)辞職する、(b)精神に異常を来たす、もしくは任務遂行が不可能となる、(c)破産する、または債権者に対する支払いを停止する、もしくは債務支払いを示談に持ち込む、(d)不正行為、詐欺、不道徳行為により有罪判決を受ける、(e)その任務に関して重大な違法行為を犯す、(f)休暇をとることなく、理事会を3回続けて欠席する、(g)第11条に規定された義務を遵守しない場合。

第10条(1) 理事会議長は必要な場合、しかしこれなくとも3カ月に1度は理事会を招集しなければならない。

第14条(1) 投資庁の専務理事を含む理事、職員および

従業員は、刑法上は公務員と見なされる。

(2) 同じく年金法の上では、公務に携わるものと見なされる。

第3部(略)

第4部 投資庁の権限、任務、機能

第17条(1) 投資庁はこの命令の規定を遂行するため、下記の権限、任務、機能行使し果たすものとする。

(a)自ら定める条件で、有価証券および現金の決済口座を開設、運用し預金を行う、(b)この命令、または理事会の勧告によりスルタンが特に認めるところに従い、各種の投資資産を購入し、交換または他の手段により取得、保有、売却もしくは他の方法で処分する、(c)適当と見なす条件で、ブルネイ内外においてすべての通貨で借入れ、信用供与、および保証を行う、(d)ブルネイ外の諸中央銀行に口座を開設、運用する、(e)一般準備基金の資産、負債、および、投資庁に帰属する資産、負債について、その会計処理と報告書作成の業務を委託もしくは自ら開発する、(f)略、(g)投資庁の投資する融資と有価証券を引受け、(h)政府または法定機関が発行する公債の発行、運用業務を行う、(i)投資庁の費用を支払う、(j)投資運用機関が通常行い、かつ、この命令による権限と任務に反さないすべての業務を行う。

(2) この命令発効後スルタンは、官報告示により特定するその他の機能、任務、権限を投資庁に与える。

第18条 投資庁はこの命令の第17条(1)の(b)の規定により以下の投資を保有する。

(a)金貨、金塊もしくはその他の貴金属、(b)不動産とそれに伴う権利、(c)理事会が認める国の紙幣、貨幣、銀行預金残高、コールマニー、(d)理事会の認める政府の短期債券、(e)理事会の認める政府もしくは国際機関が発行、または保証する債券、(f)そのほか、理事会が認め、投資庁の文書による投資指針に含まれる種類の投資、(g)この命令では認められないが、理事会の勧告に基づきスルタンが認める、その他の特定の投資。

第19条(1) 投資庁は政府の金融代理人の役割を果たす。

(3) 投資庁は、政府と同庁が同意する条件に基づき、政府の代表として行為する。

第4部 雜則

第22条 投資庁の諸勘定は会計検査院総裁、もしくはスルタンの任命する第三者たる監査役が監査する。

第26条 政府は投資庁によるすべての金の支払いに責任を負うが、この規定は、投資庁に請求を行う債権者またはその他の者が、その請求に関して政府を訴えることを認めるものではない。